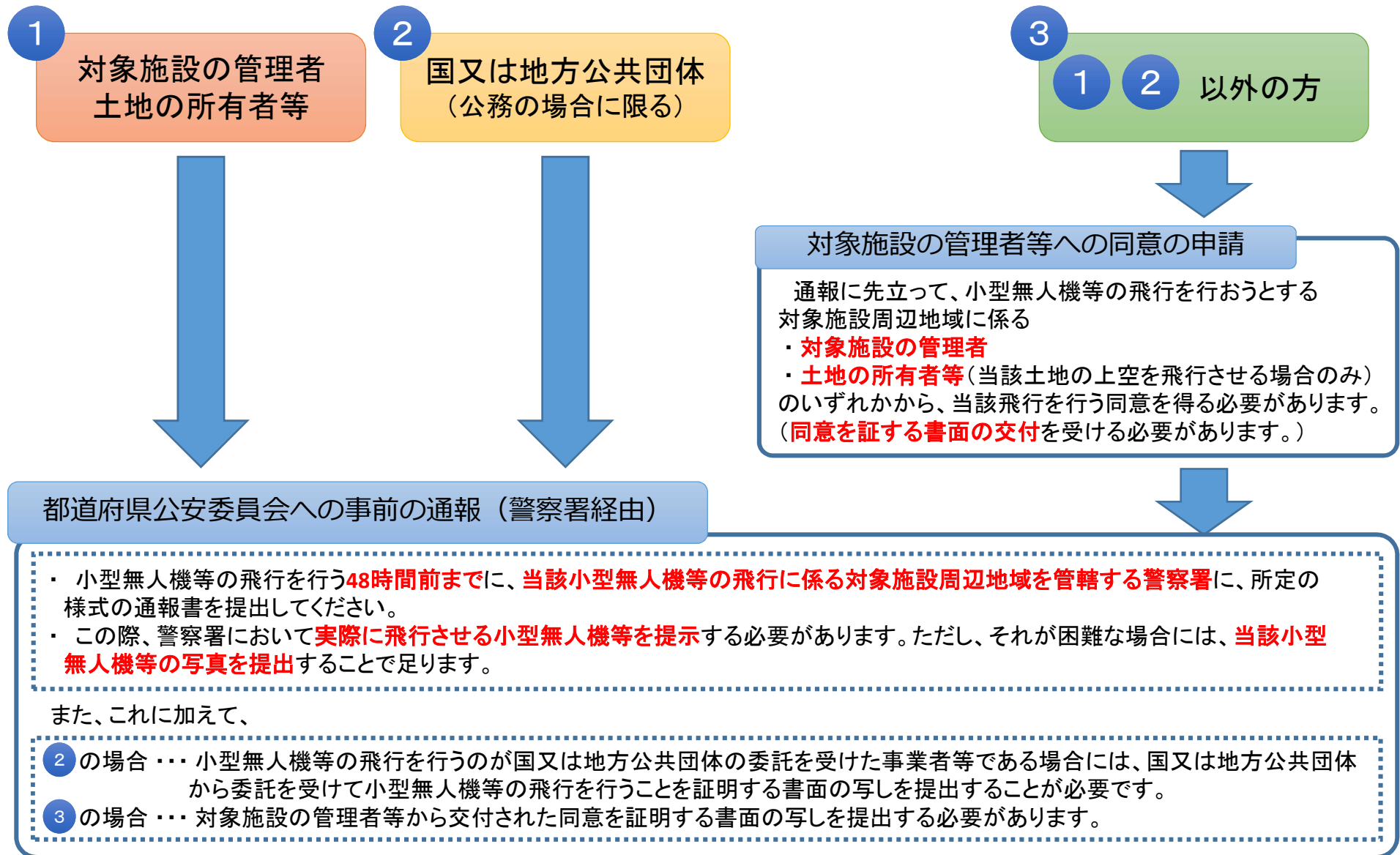


対象施設周辺地域において小型無人機等の飛行を行う場合の手続



※ **災害その他緊急やむを得ない場合**に限っては、**小型無人機等の飛行を行う直前までに**、警察署に**口頭で通報**することで足りることとしています。ただし、その場合であっても、「**①②以外の方**」については、**対象施設の管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要がある**ことに注意してください。

※ 各対象施設ごとの小型無人機等の飛行が禁止される地域については、各対象施設のホームページを参照してください。また、具体的な通報の窓口となる警察署については、各都道府県警察のホームページを参照してください。

対象施設周辺地域で小型無人機等の飛行を行う場合の手続について

○ 対象施設周辺地域での規制

原則として、国の重要な施設等の対象施設の周辺地域では小型無人機等の飛行が禁止されますが、以下に該当する場合には、この飛行の禁止に係る規定は適用されません。

- 1 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行
- 2 土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行
- 3 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

ただし、以上の場合であっても、小型無人機等の飛行を行う前に、あらかじめ、その旨を通報をする必要があります。

通報の具体的な方法は以下のとおりです。

○ 通報の方法

1 対象施設の管理者、土地の所有者及び占有者

小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書を提出してください。

この際、警察署において実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りります。

なお、土地の所有者及び占有者については、小型無人機等の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

2 国又は地方公共団体

小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書を提出してください。

この際、警察署において実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りります。

また、小型無人機等の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しを提出することが必要です。

3 その他の方

警察署への通報に先立ち、小型無人機等の飛行に係る対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者から、当該飛行に係る同意を書面により得る必要があります。同意を得るための方法、連絡先等については、各対象施設のホームページ等を参照してください。

この同意を得た後、小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書及び管理者等の同意を証明する書面の写しを提出してください。

この際、警察署において実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足ります。

なお、土地の所有者及び占有者から同意を得た場合については、小型無人機等の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

○ 諸注意

- ・ 小型無人機等の飛行を行う場所が複数の対象施設の対象施設周辺地域に係る場合には、その全ての対象施設から同意を得る必要があります。
- ・ 「災害その他緊急やむを得ない場合」に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、警察署に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても、「3 その他の方」については、対象施設の管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。
- ・ 各対象施設ごとの小型無人機等の飛行が禁止される地域については、各対象施設のホームページを参照してください。
- ・ 具体的な通報の窓口となる警察署については、各都道府県警察のホームページを参照してください。通報書は警察署の窓口でも入手することが可能です。